# 山形県立博物館展示パネル交換改修業務委託 仕様書

1 委託業務名 山形県立博物館展示パネル交換改修業務委託

## 2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月30日(日)まで

## 3 目的

山形県立博物館(以下博物館)での展示において、来館者の利便性をより高めるための手だてとして、「展示パネル等の改修工事事業」が計画された。

この取り組みにおける令和 6 年度の事業として、第 1 および第 2 展示室の老朽化した写真パネルを中心に交換工事を行う。長年の展示で劣化した展示写真を更新することで、来館者が資料に関する情報をより正確に得ることができるようにすることにより、一般来館者に対する利便性を向上させることを目的とする。

# 4 事業の内容

- (1) 博物館展示室における写真パネルの更新
  - ・現在の写真パネル(アクリル板を含む)を新しい写真に交換する。

交換箇所は以下の箇所とする。別紙(図)参照

# ①第1展示室

7/11 1 /12/1	<u> </u>				
記号	パネル名称	写真 枚数	箇所概サイズ (mm)	写真詳細	摘要
1 – 1	「最上川と郷土のす がた」パネル	7	掲示ボードサイズ 1800×1800 ※使用写真 900×500:3枚 400×500:4枚	博物館が用意する。	写真は博物館が jpeg データ として提供 カラー印刷 データ加工必要 既存掲示ボード重ね貼り可
1 - 2	「あの場所この石」 写真 透過アクリル板	8	600×500:8枚	博物館が用意する。	写真は博物館が jpeg データ として提供 カラー印刷 データ加工必要 アクリル板加工必要
1 – 3	「森の中の生物」ジ オラマの解説パネル 透過アクリル板	1 6	700×800:1枚 400×400:1枚 250×250:6枚 200×200:8枚	博物館が用意する	写真は博物館が jpeg データ として提供 データ加工必要 カラー印刷 アクリル板加工必要
1 - 4	雪と生物	1	2000×2000:1枚	※博物館指定業者からレンタル	写真別途レンタル必要 データ加工必要 カラー印刷 既存掲示ボード重ね貼り可
1 – 5	第1展示室出口付近 の背景パネル「月山 を望む風景写真」	1	3600×2700:1枚	※博物館指定業者からレンタル	写真別途レンタル必要 データ加工あり カラー印刷 既存掲示ボード重ね貼り可 分割設置可
1 - 6	鳥の剝製標本の背景 パネル(山の鳥)	1	1700×1800:1枚	博物館が用意する。	写真は博物館が jpeg データ として提供 カラー印刷 データ加工必要 既存掲示ボード重ね貼り可
1 - 7	鳥の剝製標本の背景 パネル(白鳥・水鳥)	2	1700×1800:1枚 1400×1800:1枚	博物館が用意する。	写真は博物館が jpeg データ として提供 カラー印刷 データ加工必要 既存掲示ボード重ね貼り可

記号	パネル名称	写真 枚数	箇所サイズ (mm)	写真詳細	摘要
1-8	ミツバチ解説パネル	なし	600×400:1枚	<ul><li>・解説パネルの原稿はないので、現物のパネルを複製する。</li><li>・元の台座へのはめ込み加工をする。</li></ul>	パネルデータ作成必要 データ加工 カラー印刷 什器一部加工 周囲塗装
1-9	ギフチョウ等標本の 下の写真	1 0	掲示ボードサイズ 1000×400: 2枚 500×400: 2枚 ※使用写真 500×400: 5枚 250×200: 4枚 100×100: 1枚	博物館が用意する。	写真は博物館が jpeg データとして提供カラー印刷データ加工必要既存掲示ボード重ね貼り(または枠はめ込み)可
1-10	イヌワシ展示背景写 真	1	掲示ボード合計サイズ 2100×2250 ※使用写真 2100×550:1枚 2100×1000:1枚 2100×700:1枚	博物館が用意する。	写真は博物館が jpeg データとして提供カラー印刷データ加工必要 (1 枚の写真をサイズに合わせ3分割) 既存掲示ボード重ね貼り(または枠はめ込み)可
1 -11	昆虫標本壁ケース内 背景湖沼写真	1	2900×2200:1枚	※博物館指定業者からレンタル	写真別途レンタル必要 データ加工あり カラー印刷 既存掲示ボード重ね貼り可

# ②第2展示室

記号	パネル名称	写真枚数	箇所サイズ (mm)	写真詳細	摘要
2-1	若松寺絵馬	1	1800×1800:1枚	博物館が用意する。	写真は博物館が jpeg データ として提供 カラー印刷 詳細なデータ加工必要(現行 サイズから縮小) 既存掲示ボードの加工また は交換が必要になる
2 - 2	<b>駒姫辞世和歌懐紙</b>	1	500×450:1枚	博物館が用意する。	写真は博物館が jpeg データ として提供 カラー印刷 データ加工必要 既存掲示ボード増し張りま たは交換でも可
2-3	城下町にぎわい絵 図(投影用パネル)	なし	2500×2500:1枚	写真は使用しない	プロジェクター投影用として白バックスクリーンに張替:既存掲示ボード重ね貼り加工は可

# ③博物館1階部分

記号	パネル名称	写真枚数	箇所サイズ (mm)	写真詳細	摘要
3 – 1	クジラ骨格の解説 パネル	1	890×560:1枚	博物館が用意する。	博物館が pdf または jpeg データとして提供カラー印刷サイズ加工必要既存掲示ボードから交換が必要:交換ボードはある程度の強度を持たせること
3-2	1階「岩石」展示の 背景写真(朝日連 峰・階段下)	2	1800×1800:2枚	※博物館指定業者からレンタル	写真別途レンタル必要 カラー印刷 データ加工あり 既存掲示ボード重ね貼り可

- ・現展示パネルをそのまま使用し張替え又は重ね貼りとしてもよい。この場合、観覧者の不都合(裏透けや重なりによる浮きや位置ずれ)とならないように加工すること。パネルそのものを新規に交換する場合は旧パネルの撤去および廃棄は受注者の負担とする。
- ・新規に作製するパネル表面 (印刷面部材) の材質は問わない (ただしアクリル板は除く)。劣化 (はっきりとわかる色褪せ、極端な収縮・ゆがみ・破れ、下地からの剥離) について展示室の通常状況 (温湿度  $(0^{\circ} \sim 40^{\circ} \subset 20\% \sim 60\%)$ 、光量 (最大 20001ux 程度)) において最低 5 年以上の耐性を持っことを保証すること。構造部材についても同様な耐性を保証するものであれば、材質は問わない。
- ・設置から5年を経過する前に、展示ケース内における通常展示において劣化が生じた場合は、無償でこれを修理・交換すること。これに該当しない場合は1)故意または過失による人為的破損、2)天災(火災・地震・水害を含む)による破損、3)建物の構造上の問題から生じた破損(通常状態を超える温湿度や光量での長期間展示、雨漏りや漏電など)とする。
- ・① (1-4,1-5,1-11)、③ (3-2) に使用する写真については、受注者が博物館の指定する業者からレンタルすること。レンタル料 5 0 万円 (税別) は製作経費に含めるものとする。
- ・①(1-2、1-3)については、アクリル板に写真を印刷したものを作製し交換するものとする。 アクリル板の厚さは現行同程度(5mm)とする。アクリル板の調達及び加工も業務に含むものとする。
- ・②2-3については、現行の掲示写真と同サイズでプロジェクター投影が可能な白のスクリーン を施工する。投影時に支障(しわよりなどの陰影・裏透け等)がなければ、スクリーンの材質や張 替え・重ね貼り等の施工方法の別は問わない。

## (2) 工事作業にかかわる要件

- ・工事に係る展示ケースにおいては、博物館職員によって内部の資料の撤去を行う。作業場所については基本的に養生を行う。
- ・①第1展示室については、1-4パネルの前方展示資料を移動させることに困難があることを想定 し、養生しつつ作業を行うものとする。
- ・1-8については、現行の設置什器のパネル文字および図をそのまま複製し新規パネルを製作すること。なお、現行設置パネルから新規パネルを作製することを業務に含むものとする(現行設置パネルの文字および図のデータは博物館から提供しない)。
- ・②第2展示室2-1パネルにおいては、現行の画像サイズから寸法変更(縮小)を行う。指定されたサイズで掲示できれば、施工方法は問わない。
- ・③博物館1階部分については、3-1において印刷に使用するデータはすべて博物館が提供する。
- ・事業に必要な部材等については、基本的に受注者がすべて用意するものとする。現況のものを使用 する以外で、博物館が部材を提供することはないものとする。
- ・事業における廃棄物 (使用しない展示パネルや部材など) の撤去および廃棄にかかる費用は受注者 の負担とする。

#### 5 内容校正及び決定

- (1)制作に係る写真等の資料は一部を除き博物館が提供する。これをもとに掲示ボードの印刷面を制作すること。掲示パネルの印刷前に配置やサイズについて博物館担当学芸員の確認を得るものとし、必要な場合はその指示により速やかに修正すること。
- (2) 映像(使用する素材である写真、動画、文字情報)及びイラスト等を独自に使用する場合には、版権および著作権を侵害しないことを確認したうえで使用すること。ただし、博物館が用意する資

料については、博物館がこれを確認する。

#### 6 その他の留意事項

- (1) 工事作業において、指定箇所に故意または不慮による破損が生じた場合、契約期間内においては 修繕にかかる費用は事業受託者がこれを負担する。
- (2) 本業務による版権および著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)はすべて 山形県立博物館に帰属するものとし、受託者は博物館の許可なく他に複製、公表、貸与、使用しては ならない。

#### 7 その他

(1) 委託業務が完了したときは、下記成果品を添えて業務完了報告書を作成し、速やかに提出すること。

<成果品>

事業内容(1) 展示パネルの設置と構成に係る仕様書

- (2)事業実施により得た情報(個人情報を含む)等については、すべて山形県に帰属するものとする。
- (3) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (4)委託事業に係る関係書類は、委託事業終了後5年間保存すること。